



人権イメージキャラクター

人KENまもる君

人KENあゆみちゃん

法務省の人権擁護機関における取組

法務省人権擁護局

令和5年1月

法務省の人権擁護機関における主な人権相談体制

※人権擁護委員と法務局職員が対応

1. 常設・特設相談所(電話又は面談による相談)

- ◆常設人権相談所・・・法務局・地方法務局及びその支局で常時開設
(令和3年における相談件数・・・約15万6,000件)
- ◆特設人権相談所・・・市町村役場, 公民館, デパート等で随時開設
(令和3年における相談件数・・・約9,500件)

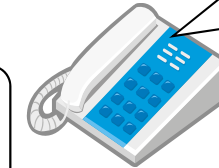


みんなの人権110番
0570-003-110(ナビダイヤル)
ゼロゼロみんなのひやくとおぼん

日常生活における人権問題について、
人権擁護委員及び法務局職員が相談
に応じて解決に導く

2. 子どもの人権110番

- ◆法務局・地方法務局にフリーダイヤル・全国共通の専用相談電話を設置
(令和3年における相談件数・・・約1万5,400件)



子どもの人権110番【通話料無料】
0120-007-110(フリーダイヤル)
ゼロゼロなのひやくとおぼん

3. 子どもの人権SOSミニレター

- ◆全国の小中学校の児童・生徒を対象に、便箋兼封筒付きのミニレターを配布
(令和3年度における受領通数・・・約1万100通)



いじめ等、先生や保護者にも話せない悩みごとの相談に応じ、解決に導く

4. インターネット人権相談(SOS-eメール)

- ◆パソコン, 携帯電話からインターネットを利用して、いつでも人権相談することができ、後日に最寄りの法務局からメール, 電話又は面談により回答
(令和3年における相談件数・・・約1万4,700件)



【PC, スマートフォン,
携帯電話】
<https://www.jinken.go.jp/>



5. 女性の人権ホットライン

- ◆法務局・地方法務局に女性の人権問題を専門に扱う専用相談電話を設置
(令和3年における相談件数・・・約1万3,800件)



女性の人権ホットライン
0570-070-810(ナビダイヤル)
ゼロななゼロのはーとらいん

6. 外国語による人権相談

- ◆法務局・地方法務局に民間の多言語電話通訳等サービスを利用した体制整備
英語, 中国語, 韓国語, フィリピン語, ポルトガル語, ベトナム語, ネパール語, スペイン語, インドネシア語, タイ語



外国語人権相談ダイヤル
0570-090911(ナビダイヤル)

外国人のための人権相談所

外国語インターネット人権相談受付窓口

女性の人権ホットライン(全国共通) 0570-070-810 [ゼロナナゼロのハートライン]

「女性の人権ホットライン」は、配偶者やパートナーからの暴力、職場等におけるいじめやハラスメントといった女性をめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話

電話は、最寄りの法務局につながり、相談は、女性の人権問題に詳しい法務局職員(全国311か所の法務局で取扱い)又は人権擁護委員(全国市町村に約1万4千人)が対応

[具体的施策の例]

- ・専用相談ダイヤル「女性の人権ホットライン」の設置・広報
- ・被害申告があった場合には、人権侵犯事件として調査の上、事案に応じた救済措置(援助、調整、要請等)を講ずる。
- ・性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報について削除方法の助言等を行う。
- ・人権相談活動を強化することを目的として、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施し、平日の電話相談受付時間を延長するとともに、土・日曜日にも電話相談に応じている(令和5年度は、令和5年11月中下旬に実施予定)。

[女性を被害者とする主な救済措置の事例]



・夫の妻に対するDV

夫の暴力的行為から逃れるため子どもと共にA県内の親族宅に避難していた女性から、法務局の相談電話「女性の人権ホットライン」に相談がされた事案。

相談を受けたA法務局は、被害者が自宅のあるB県内のシェルターへの避難を希望していたことから、速やかに被害者の住所を管轄するB法務局に相談するよう案内するとともに、B法務局に対し、相談内容を連絡した。連絡を受けたB法務局は、当日中に被害者との面談を実施の上、被害者と共に市役所の担当課に赴き、被害者の状況を説明した。その結果、被害者らは同日中に婦人相談所のシェルターに一時保護された。

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間
令和5年11月18日(金)~24日(木)
電話していただき。ハラスメント、いじめ、暴力、インターネットによる誹謗中傷。0570-070-810。インターネットでも人権相談を受け付けています。https://www.jinken.go.jp/

法務省の人権擁護機関において、DV事案を認知した場合について

女性の人権ホットライン相談件数(平成29年から令和3年までの件数)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
女性の人権ホットライン相談件数	19,656	19,151	17,328	14,324	13,847

法務省の人権擁護機関で人権相談を受けた際の相談者への対応

①身体的暴力がある場合

相談者の意向を確認しつつ、**配偶者暴力相談支援センター**又は**警察への通報**を検討する。

相談者が直接法務局へ訪れた場合や、近隣から電話をしている場合には、**配偶者暴力相談支援センター等への同行**も積極的に行う。

②身体的暴力以外の場合

相談者に寄り添って話を聞くとともに、相談者が置かれている状況はDVであって、親族や公的機関等外部の介入が望ましい問題であることの気付きを促す。

また、相談内容を整理し、人権侵犯事件としての調査を含む適切な制度や、**配偶者暴力相談支援センターを含む関係機関について情報提供**を行う。

③被害者に同居する子どもがいる場合

DVによる被害が子どもにも及ぶ可能性があることを考慮し、身体的暴力がある場合には、**子どもを連れて避難することの検討**を促す。

子どもへの暴力がない場合でも、**面前DV(※)**で子どもに心理的外傷を与える恐れがあることの気付きを促す。

※子どもの目の前で配偶者や家族に対して暴力(身体的暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動)を振るうこと。